

⑤ 若年性認知症の方を支える

認知症は高齢者の病気と思われがちですが、若い世代でも発症することがあります。65歳未満で発症する認知症を総称して「若年性認知症」といいます。本人や配偶者が現役世代であることが多いため、就労・子育て・介護など、複合的な問題を抱えることになり、本人や家族の生活に大きな影響を及ぼすことになります。



若年性認知症の方は、高齢期の認知症とは異なる課題を抱えることになるため、独自の支援が必要となります。さいたま市では、以下のような支援事業を実施しています。また、19pのように既存の制度で利用できるものもありますので、上手に活用しましょう。

相談する **埼玉県・さいたま市若年性認知症サポートセンター**

埼玉県とさいたま市では、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症のご本人やご家族のほか、医療機関やシニアサポートセンター（地域包括支援センター）などからの相談を受け付けています。

◎ 若年性認知症支援コーディネーターとは

若年性認知症支援コーディネーターは、若年性認知症の人のニーズに寄り添い、関係機関やサービス担当者との「調整役」となります。

必要に応じて、職場や福祉サービス事業所等と連携し、就労継続や居場所づくりを働きかけるなど、本人が自分らしい生活を継続できるよう総合的なコーディネートを行います。

- ◆受付時間 月～金 午前9時～午後4時（年末年始・祝日を除く）
- ◆相談先 埼玉県・さいたま市若年性認知症サポートセンター
☎ 048-814-1212
Fax 048-814-1211（Faxは随時受け付けています）

若年性認知症支援コーディネーターの主な役割

医療機関	社会保障 (経済的な援助)	個別相談	社会参加支援	就労支援
<ul style="list-style-type: none"> ・主治医と連携し日常生活について助言します。 ・また、認知症サポート医などの情報を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成や障害年金など各種社会保障の情報提供をするとともに、手続きを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族の不安な気持ちに寄り添い、症状や行動に対して助言します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症の方のカフェを毎週開催しています。この他にも社会参加の場の創出に関して相談に応じています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場との調整や再就職について助言します。

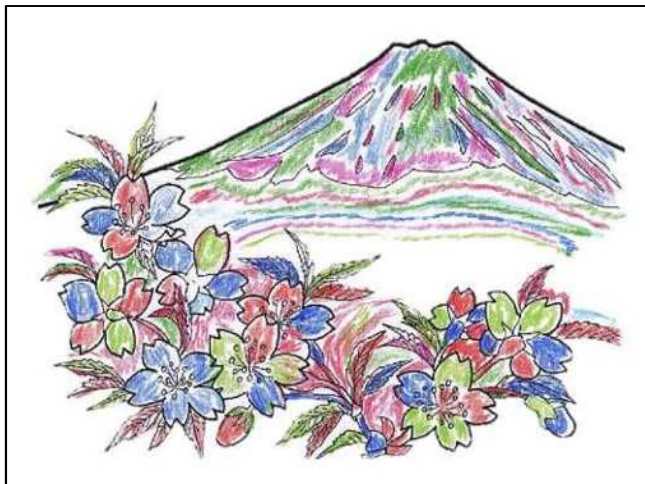
交流する リンカフェ (本人・家族の交流の場)

若年性認知症支援コーディネーター事務所スペースでは本人、家族、支援者が自由につどい過ごせる場「リンカフェ」を開催しています。

毎週木曜日にオープンし、自分が好きなことを自由にできる時間・場所となっています。若年性認知症の本人が同じ立場で相談に應じたり、コーディネーターが相談に應じたりすることもできます。

途中参加や途中退出することも自由ですので、ぜひお気軽に遊びに来てください。事前に上記の若年性認知症サポートセンターへご連絡のうえご参加をお願いします。

若年性認知症の方が描いた富士山とクリスマスツリー



若年性認知症の方が利用できる主な制度

利用時期	制度名	概要	問合せ先
診断後	自立支援医療 (精神通院医療)	認知症に伴う精神症状を治療するために継続して通院する必要がある場合に、通院医療費の自己負担分の一部が軽減されます。(所得が一定以上ある方は制度の対象外となる場合があります。)	各区役所支援課
	精神障害者 保健福祉手帳	認知症と診断され、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約があると認められた場合に交付されます。手帳を取得すると、各種税の減免及び控除や、公共施設の使用料の減免を受けることができます。初診日から6か月を経過した日から申請できます。	各区役所支援課
	障害年金	一定の障害がある方に、障害の程度に応じて年金を支払うもので、初診日から1年6か月経過した日、又はその前に症状が固定した日以降に請求できます。初診日に国民年金の被保険者であった方は「障害基礎年金」、厚生年金の被保険者であった方は「障害厚生年金」となります。	●障害基礎年金 各区役所保険年金課 ●障害厚生年金 年金事務所 (公務員は共済組合)
	国民年金保険料の 法定免除・申請免 除	障害基礎年金等の公的年金(2級以上)の受給者や生活保護(生活扶助)受給者は国民年金保険料が免除されます。また、国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」又は「猶予」される制度があります。	各区役所保険年金課
治療中	心身障害者 医療費支給制度	医療機関において入院・通院の際にかかる一部負担金を支給する制度です。身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳マルA・A・B、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方、埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方が対象となります。(所得が一定以上の方は支給停止となる場合があります。)	各区役所保険年金課
在職中	傷病手当金	全国健康保険協会又は健康保険組合に加入しているご本人(被保険者)が、若年性認知症などの病気や業務外のけがで仕事を休み、給料がもらえないときに、その間の生活保障をするための「現金給付制度」です。	加入している保険者 (全国健康保険協会 又は 健康保険組合等)
退職後	雇用保険 (失業等給付)	労働する能力と意思がある場合は、失業等給付を受けられる可能性があります。失業等給付の受給を希望する場合は、退職後、勤務先から離職票を受け取り、できるだけ早くハローワークへ相談しましょう。	お住まいの地域を 管轄する ハローワーク
症状が進んだら	特別障害者手当	重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方が対象となります。施設入所中の方や入院3か月以上の方は支給対象にはならないほか、本人や同居家族の所得により支給の制限があります。	各区役所支援課
	介護保険法と 障害者総合支援法	要介護認定を受けて介護保険サービスの通所介護や訪問介護を利用したり、障害支援区分認定を受けて障害者総合支援法のサービスである生活介護や居宅介護を利用することができます。	各区役所高齢介護課 各区役所支援課